

行動要請対象の高リスク国・地域

2020年6月30日

(仮訳)

高リスク国・地域は、資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融の対策体制に重大な戦略上の欠陥を有する。高リスクと特定された全ての国に関して、FATFは、強化された顧客管理を適用することを加盟国に要請し、かつ全ての国・地域に強く求める。そして、極めて深刻な場合には、各国は、これらの国から生じる継続的な資金洗浄、テロ資金供与及び拡散金融のリスクから国際金融システムを保護するため、対抗措置の適用を要請される。このリストは対外的に、しばしばブラックリストと呼ばれる。

2020年4月28日、FATFは行動要請対象の高リスク国・地域のリストに対するレビュープロセスの全般的な一時休止を決定した。したがって、2020年2月に採択された行動要請対象の高リスク国・地域のリストを参照されたい。その声明はイランと北朝鮮のAML/CFT体制の直近の状態を必ずしも反映したものではないが、FATFのこれらの高リスク国・地域に対する行動要請は効力を有している。

- [High-Risk Jurisdictions subject to a Call for Action – 21 February 2020](#)
- [FATF extends its assessment and follow-up deadlines in response to COVID-19](#)

(以上)